

2022年4月発行

グリーンタウン清戸 くらしの便利帖



グリーンタウン清戸団地管理組合法人



1982 (昭和 57) 年の開設から、早いもので 40 年。
グリーントウン清戸にくらす皆さんの生活に役立つ
さまざまな情報を集めて冊子にしました。
わかりやすい場所に保管のうえ、お役立ていただければ幸いです。



目次

グリーンタウン清戸とは	2
グリーンタウン清戸 散策マップ	4
グリーンタウン清戸の住居	6
● 専有部分と共有部分	
● 住戸の修繕・リフォームについて	
● 住まいのアラカルト	
● 住まいのお手入れ、してますか？	
グリーンタウン清戸の生活	14
● ごみの出し方について	
● 地震・火災が発生したら…	
● 共有地と専用庭	
グリーンタウン清戸の施設	20
● 駐車場について	
● 団地内施設の利用方法	
困ったなと思ったら…	22
イエローページ	24

本書の見方

本書は、グリーンタウン清戸団地管理組合法人『管理組合 規約集』と一部連動しています。併せてお読みいただくと、よりわかりやすくなっています。お手元にない場合は、管理事務所までお問い合わせください。

本書の関連ページ

(▶ P.3 / 規約集 P.85)

『管理組合 規約集』の関連ページ



グリーンタウン清戸とは

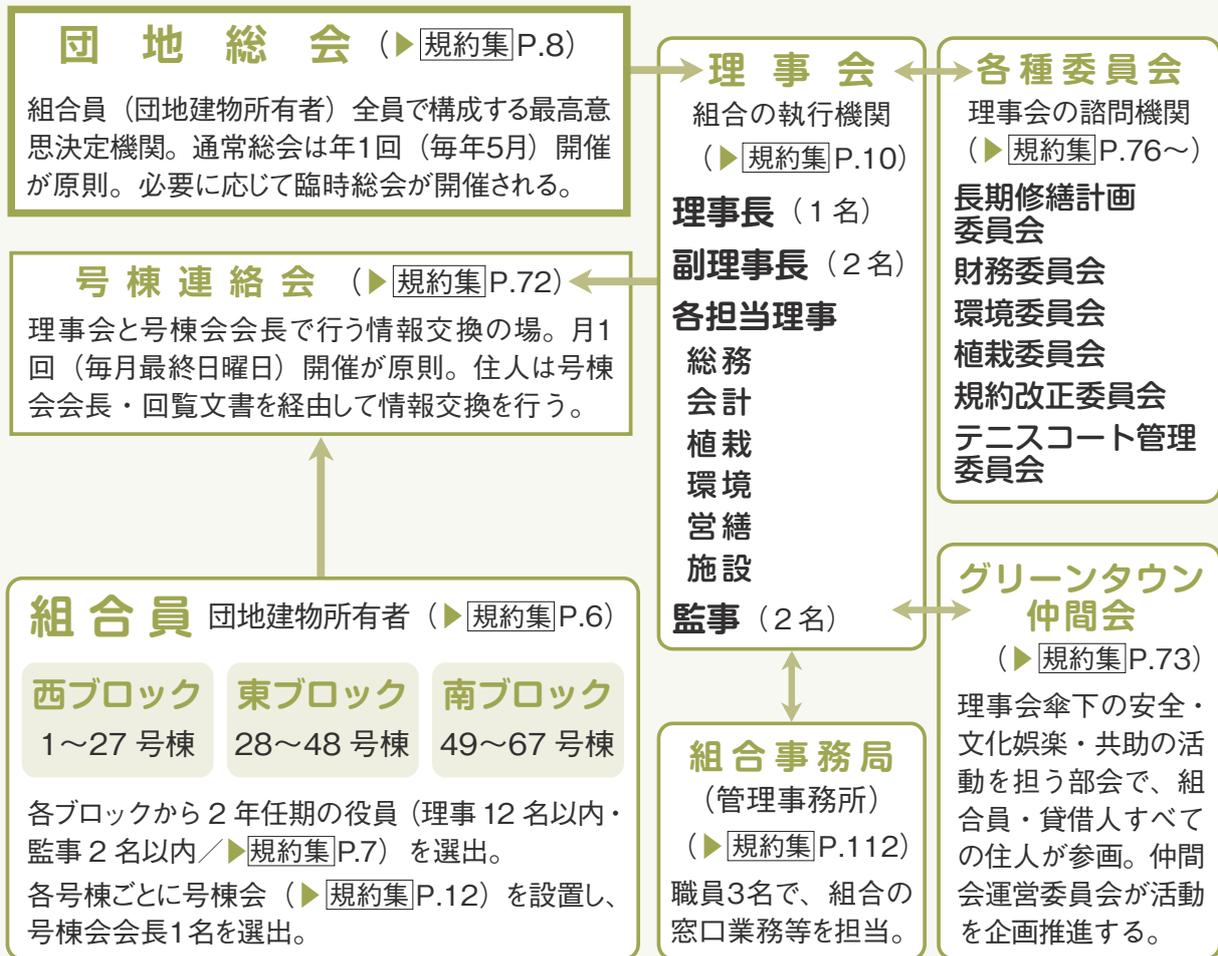


ここではグリーンタウン清戸の管理体制やその中枢である理事会や各種委員会などの役割についてご紹介します。

「グリーンタウン清戸」の仕組み

グリーンタウン清戸は、管理業務を外部に委託せずに団地建物所有者である組合員で組織されたグリーンタウン清戸団地管理組合法人が施設や植栽等を管理をする「自主管理」という体制を取っています。自主管理は、管理会社に委託費を払う必要がないため管理費を低く抑えることができるほか、自然と住民同士の距離が近くなることからセキュリティや防災面でのメリットもあるといわれています。その反面、施設の維持や植栽の管理、日常生活のルールなど、すべてにおいて住民一人ひとりの協力が必要となってきます。ぜひ住民の皆さんに当団地の仕組みをご理解いただき、皆さんのここでのくらしがよりよいものになるよう、ご協力をお願いします。

グリーンタウン清戸団地管理組合法人 組織図



グロウアップタウン 清戸

散策マップ



西ブロック

25号棟の北側に植えられているイチゴノキ。冬に咲いた花が翌年の秋に実をつけ、実が色づく頃には次の花が咲き始めるため、花と実を同時に見られます。
【見頃】 晩秋～12月頃

イチゴノキ



23号棟前には通称“石囲いの庭”があり、ここのシンボルツリーはヤマボウシ。4枚の白い花びらのように見えますが実は花ではなく、葉が変化した部分なのです。
【見頃】 6～7月



鳥の羽のようなふわふわした形状の花が特徴的。夜になると眠るように葉を閉じることからこの名前がついたといわれています。13・20号棟の間で見られます。
【見頃】 6～7月頃

ネムノキ



ヤマボウシ



シバザクラ

21・24号棟間の斜面では、植栽委員会によってシバザクラが育成されています。また、ここにはヤエザクラや、秋に赤い実をつけるサンザシも植えられています。
【シバザクラの見頃】 4～5月
【ヤエザクラの見頃】 4月



グリーンタウン清戸は、その名の通り、四季折々の植栽や花々が楽しめる緑あふれる団地です。運が良ければ珍しい花や小動物にも出会えるかも。ぜひ、あなたのお気に入りの探しに出かけてみてください。



清戸自然公園では珍しい野鳥に会えるかも

東ブロック

桜

45号棟前のプレイロットは、ソメイヨシノをはじめ複数の桜が楽しめるお花見スポット!

【見頃】4月

ブルーベリー

管理事務所

下清戸駐在所

ネジバナ

管理事務所周辺では、春から夏にかけて螺旋状に花をつけるネジバナ、夏の象徴ともいえるサルズベリ、2月頃にはひと足早く春の訪れを告げるロウバイやフキノトウなど、多種多様な植栽が楽しめます。

バラ園

51号棟北側のバラ園では、春と秋に色とりどりのバラを楽しめます。満開期には住人はもちろん近隣の方々も足を止めるほど、美しく咲き誇ります。

南ブロック

55・56号棟間には、近隣住人に愛される通称“お花畑”があります。共有部分にはユリノキと、ベンチもあるのでお散歩中のちょっとひと休みにもおすすめです。

【見頃】通年

ユリノキ

※植栽委員会や住人が大切に育てている植栽です。枝を折ったり花を摘んだりしないでください
 ※専有部分には立ち入らないなど、プライバシーに十分な配慮をお願いします



ここでは、グリーントウン清戸の住居、建物に関してご紹介します。リフォームや修繕の際にお役立てください。

専有部分と共用部分

皆さんがくらすグリーントウン清戸には、**専有部分**と**共用部分**があります(▶規約集 P.2)。**専有部分**は組合員が所有する住戸番号(号棟号室)を付した住戸を指します。また、**共用部分**には**各棟の共用部分**と**団地の共用部分**(▶規約集 P.20「別表3」)があり、その場所によって修繕の手続き方法や費用の出所が変わります。

専有部分でリフォームをする場合、理事会の承認(▶ページ下「住戸の修繕・リフォームについて」)を受けたうえで行うことができ、その費用は住戸の所有者である組合員の負担となります。**共用部分**の場合、**号棟の共用部分では号棟会の会議および議事による決議**(通称：号棟会決議／▶規約集 P.14)が、**団地の共用部分であれば理事会の承認が必要**となり、費用はそれぞれ号棟ないし団地の積立金からの支払いとなります。バルコニーや玄関扉(錠および内部塗装部分を除く)、窓枠、窓ガラスなどは共用部分に該当しますが、そこにくらす住人の**専用使用权**(▶規約集 P.2, P.32「別表6」)が認められていると同時に、破損した窓ガラスの交換など日常的な管理は専用使用权を有する組合員が行います。

住戸の修繕・リフォームについて

グリーントウン清戸では、修繕・リフォーム内容を**禁止事項**、**承認事項**、**届出事項**に分けており、**承認**または**届出**を必要とする工事の場合には、**工事の3週間前までに書類の申請**(▶P.8)が必要です。万が一、**禁止事項**の工事を行ったり、**承認事項**の工事を無断で行った場合には規約違反と見なし、工事の中止または現状復帰を求める場合がありますので、ご注意ください。

禁止事項

以下の項目は建築規則で禁止されています(▶規約集 P.35)。

- 専有部分の増設
- バルコニーの改造
- 出窓の新設
- 主要構造部への穿孔(直径50ミリを超えるもの)、切欠その他主要構造部に影響を及ぼす行為
- 共用部分の専用使用
- 専用庭へのひさしの設置
- 無線塔の設置
- 定められた届出その他の手続きを経ない修繕等の行為



当団地では、建築時に浴室天井板・コンロ台・台所アルミサッシまわりに**非飛散性のアスベスト**が使用されています。日常生活に支障はありませんが、リフォームの際は、**養生などの対応**をするよう施工業者に確認してください。

承認？
届出？

◆ リフォームの区分について

リフォーム工事を検討しているけれど、承認や届出が必要なのかわからないという方も多いのではないのでしょうか。建築規則によると、**承認事項**は「騒音、振動、塵埃により近隣および周辺住民に影響を及ぼすまたは及ぼすおそれがあるもの」、**届出事項**は「修繕等が比較的軽微のもの」「近隣および周辺住民への影響が小さいと予想されるもの」とされています（▶規約集 P.35）。建築規則には「外部業者に委託せず、または委託する場合でも屋内作業のみであるものは届出を要しない」との記載がありますが、工事を始めたら想定外の騒音が出てしまう可能性もあります。見知らぬ人の出入りを不安に思う方もいますので、届出不要の軽微な工事の場合でも、業者の出入りがある場合には近隣の住民にひと声かけていただくことをおすすめしています。

◆ お問い合わせが多いリフォームに関するご質問（一例）

質問内容	区分	備考
Q. 和室をフローリングに変更したい	承認事項	※遮音等級 L45 レベル以上の床材のみ ※フローリングの取替え・変更は届出事項
Q. 浴室リフォームをしたい ※浴室天井板には非飛散性のアスベストが使用されています（▶ P.6）	承認事項	浴室以外でも台所や玄関などでタイルのはつり作業を伴う場合、近隣住戸への影響が大きいため、隣接住戸以外への周知もおすすめします。
Q. 手すりをつけたい	承認事項	
Q. 給湯器を設置（交換）したい	承認事項	
Q. 光ケーブル工事をしたい	承認事項	光ケーブルは、各号棟まで引かれています。
Q. エアコンを設置したい	承認事項	※壁に直径 50 ミリ以上の穿孔を必要とするものは 禁止事項 、穿孔を必要としない場合は 届出事項 、回路増設工事で壁に穿孔が必要となる場合は 承認事項
Q. クロス（壁面・天井）を張り替えたい	届出事項	
Q. 便器を取り替えたい	届出事項	
Q. 電力のアンペアを変更したい	※要確認	契約会社によって手続きが異なるので、契約会社にご確認ください。 ※電話で変更手続きが済む場合は届出は不要、変更に伴いブレーカー交換が生じる場合は 承認事項
Q. 玄関ドアを交換したい	※号棟会決議	号棟の共用部分の工事は号棟会会長に相談のうえ、号棟会決議（▶ P.6 / 規約集 P.14）が必要です。

※詳しくは『管理組合 規約集』の「建築規則」（▶規約集 P.35～）、「建築規則 別表」（▶規約集 P.39）に掲載されています。リフォームを検討・予定されている方はご一読ください

◆ 修繕・リフォームの事前申請の流れ

承認事項、届出事項に該当する工事には、「住宅改修等申請兼届出書」*¹の提出が必要です。用紙は管理事務所にありますので、窓口でお申し出ください。

① 「住宅改修等申請兼届出書」の作成

A 年 月 日		整理番号 _____																																			
グリーンタウン清戸団地管理組合法人 理事長 殿																																					
B <table border="1"> <tr> <td>号棟</td> <td>号室</td> </tr> <tr> <td>組員氏名</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">TEL</td> </tr> </table>		号棟	号室	組員氏名	印	TEL		<table border="1"> <tr> <td>受理年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>審査決定日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>承認条件</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>不承認理由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>		受理年月日	年 月 日	審査決定日	年 月 日	承認条件				不承認理由																			
号棟	号室																																				
組員氏名	印																																				
TEL																																					
受理年月日	年 月 日	審査決定日	年 月 日																																		
承認条件																																					
不承認理由																																					
住宅改修等 申請兼届出書																																					
住宅改修等の工事を下記のとおり施工したいので、グリーンタウン清戸団地管理組合法人建築規則第4条、第5条の定めるところにより関係書類を添付し申請、届出致します。																																					
C 記																																					
<table border="1"> <tr> <td>工事名 または理由</td> <td>工事期間 (予定) 月 日～ 月 日</td> </tr> <tr> <td>工事場所 及び内容</td> <td></td> </tr> </table>		工事名 または理由	工事期間 (予定) 月 日～ 月 日	工事場所 及び内容		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>理事長</td> <td>副理事長</td> <td>副理事長</td> <td>営繕担当理事</td> </tr> <tr> <td>承認</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不承認</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査</td> <td>第1回</td> <td>年 月 日</td> <td>第2回</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>担当者名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>調査内容</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>			理事長	副理事長	副理事長	営繕担当理事	承認					不承認					調査	第1回	年 月 日	第2回	年 月 日	担当者名					調査内容				
工事名 または理由	工事期間 (予定) 月 日～ 月 日																																				
工事場所 及び内容																																					
	理事長	副理事長	副理事長	営繕担当理事																																	
承認																																					
不承認																																					
調査	第1回	年 月 日	第2回	年 月 日																																	
担当者名																																					
調査内容																																					
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">施工業者名 連絡先</td> <td>会社名</td> <td>工事責任者</td> <td rowspan="2">TEL</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> </table>		施工業者名 連絡先	会社名	工事責任者	TEL	住所		D 承諾書 ※住宅改修等の工事は、共有部分への影響がないので承諾致します。 隣接（両隣及び上下）																													
施工業者名 連絡先	会社名		工事責任者	TEL																																	
	住所																																				
添付書類 1. 設計図 通 2. 仕様書 通		<table border="1"> <tr> <td>号室</td> <td>印</td> <td>号室</td> <td>印</td> </tr> </table>		号室	印	号室	印	号室	印	号室	印	号室	印	号室	印	号室	印	号室	印																		
号室	印	号室	印																																		
号室	印	号室	印																																		
号室	印	号室	印																																		
号室	印	号室	印																																		
建築基準法、関係法令、及び、グリーンタウン清戸団地管理組合法人規約 建築規則に適合するよう施行いたします。 尚、違反した場合は、自費をもって原状に回復します。																																					

A 書類提出日 **B 組員の号棟号室・氏名、捺印** **C 工事名・期間・詳細、施工業者情報を記入してください。** **承認事項**に該当する工事の場合、上記のほかに**D 承諾書欄に上下両隣に隣接する住民の承諾（署名・捺印）**が必要です。

*1…開口部（玄関扉や窓枠、窓ガラスなど）は号棟の共用部分（▶ P.6 / 規約集 P.20「別表3」）に該当しますので書類は「開口部施行届出書」をご利用のうえ、号棟会会長の承諾も必要になります。

② 書類の提出

申請書類は、原則として**当該工事の3週間前までに管理事務所に提出してください。**その工事に関する設計図や仕様書等がある場合は一緒に提出してください。

※ライフラインに係る等の緊急時を除きます。また流通トラブル等の影響で工事日が決められない場合等は、管理事務所までお早めにご相談ください

③ 理事会の承認

理事会の承認が下り次第、管理事務所からご連絡します。不承認の場合は工事ができませんので、ご注意ください。

住まいのアラカルト

さまざまなトラブルも、日頃から少し気を付けていれば防げることもあります。住戸を大切にしながら快適にくらすための、ちょっとしたヒントや対処法をご紹介します。

トイレ タンク内のボールタップのアームが錆びて動かなくなってしまうと、水が止まらなくなることやタンクの水が涸れてしまうことがあります。そのときは、タンクを開けてアームの錆びを取り除くか、場合によっては交換する必要があります。

表札 郵便受けや表札には、世帯の苗字を掲示するようにしましょう。中層棟の場合、玄関脇のほか1階の集合郵便受けにも掲示することで、郵便物の誤配送も防げます。

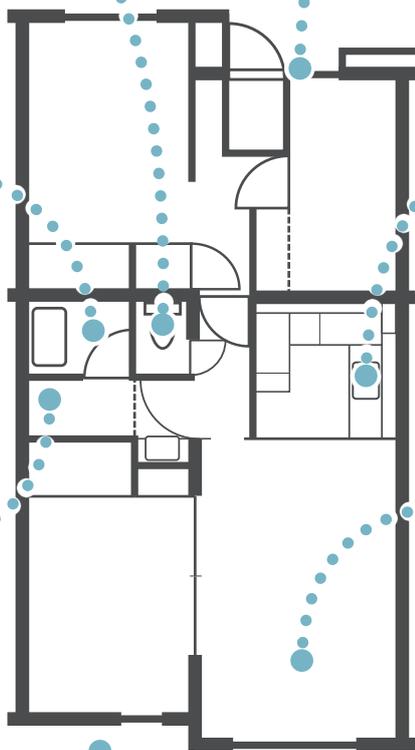
浴室・洗面台

排水溝には、ごみを絶対に流さないようにしてください。数本の髪の毛でも回数が重なればつまりの原因になります。定期的に清掃を行えばつまることはありません。髪の毛取りネットの使用もおすすめです。

台所 シンクには、ごみを絶対に流さないようにしてください。流しのトラップは排水管へのごみの流れ込みや悪臭を防ぐものですので、ときどき取り出して清掃してください。生ごみディスプレイは排水管の定期清掃ができず事故につながるため、絶対に取り付けないでください。

洗濯パン 中層棟の2・3階で水があふれると、下の階の住戸に影響が出る場合があります。排水管のつまりや洗濯機の止め忘れなどにご注意ください。

テレビ 共有アンテナを通じて、各戸の壁面端子へ通電しています。BS放送は風や雨などの天気の影響を受けて映りが悪くなる場合があります。不調が続く場合は同様の症状が見られるか近隣住民に確認のうえ、管理事務所までご連絡ください。



※中層棟3LDKの場合
(一例)

雑排水管清掃に関して
2年に一度、組合で浴室と台所、洗濯排水の雑排水管清掃を行っています(洗濯パンはオプション)。平日の実施が多いですが、ご在宅のご協力をお願いします。

ベランダ 中層棟のベランダには2戸につき排水管が1つあります。この排水管が詰ると下の階に水があふれてしまいますので、こまめに清掃をしましょう。ワイヤーブラシなどで排水管の穴を上部から突いたり、針金ハンガーの肩部分をねじって使うと出し入れのときに引っかからずに使えます。

どうしたら
いいの？



対策してありますか？ 冬の結露

冬になると、結露に悩まされている方も多いのではないのでしょうか。結露を放っておくと壁や天井などにシミやカビが発生し、クロスは剥がれ、床材や家具は腐り、建物の耐用年数を縮める（＝住宅の価値を下げる）ことにつながります。また、カビが発生することでダニの繁殖を招き、健康に害をおよぼす恐れがあります。結露を防いで快適に過ごしましょう。

◆ 結露が発生する仕組みを知って、対策を

空気中に含まれる水分は、気温が高いほど多くなります。また、水蒸気はあたたかい場所から冷たい場所へ流れる性質があるため、室内で暖房などによってあたためられた空気が、屋外の冷たい空気によって冷やされた窓ガラスに触れることで空気中に含まれた水分が結露となって現れる仕組みになって



います。このとき、屋内外の気温差が大きくなるほど結露の量は増えますが、室内の湿度が高い場合は気温差が小さくても結露は発生します。

当団地のようなコンクリート造の集合住宅は、戸建住宅に比べて気密性が高く、窓が少ないことから換気もしづらいため、結露しやすい構造になっています。

① 部屋ごとに閉め切らず、戸内は開放的に

部屋を閉め切って暖房を使用すると部屋ごとに温度や湿度に違いが生じるため、部屋のドアを開けたときにあたたかい空気が冷たい部屋に流れ込み、空気中の水蒸気が結露になります。すべての部屋で同じ室温を保てるよう開放的に生活しましょう。

② こまめに換気をしましょう

季節を問わず、新鮮な空気を室内に取り入れるよう積極的に換気を行きましょう。コンクリート造の当団地で換気をすることは新鮮な空気を取り入れるだけでなく、外の空気が乾燥している冬では室内の水分（湿度）を少なくすることができます。窓を開けて換気をするのがいちばんよい方法ですが、換気口や換気用の小窓を常に開けておくことで自然換気でき、窓を開けての換気に比べると部屋のあたたかさも維持できるのでおすすめです。また、水を扱う台所や浴室、トイレなどは換気扇を十分に活用し、強制換気を心がけてください。

③ 水蒸気の発生を少なくする

以下のことに注意して、空気中の水蒸気発生を抑えて結露防止につなげましょう。

- ☑ 炊事をしたり室内に洗濯物を干すときは必ず換気扇を使用する。
- ☑ 加湿器や開放型のストーブの使用は控え、使うときは温度と湿度に注意する。
- ☑ 入浴中や入浴前後は、ほかの部屋に湯気（水蒸気）が入らないように換気を行う。
- ☑ 室内にて複数の植木鉢に水やりをする場合、何回かに分けて水やりを行う。

④ 室内の温度と湿度を調整する

人間が快適に活動できる数値の目安として、労働安全衛生法「事務所衛生基準規則」によると、空調設備を設けている場合の室温は 17～28 度、湿度 40～70% になるよう努めなければならないことになっています。

湿度は 40%以下だとインフルエンザウイルスなどの活動が活発になるため風邪などにかかりやすくなったり、肌や目などに乾燥によるトラブルを引き起こしやすくなります。60%以上になるとカビやダニが発生することで住戸や家具・衣類の損傷、小児ぜんそくやアトピー性皮膚炎などを引き起こしやすくなります。

また、夏に話題となる熱中症では室内の湿度が高過ぎることが原因のひとつになっています。ご家庭用の温度・湿度計を用意しておく、結露防止の目安にもなり、夏の熱中症予防にもつながるのでおすすめです。



◆ 場所ごとの結露対策

トイレ

便器のフタを開けっ放しにしておくと、便器などに結露し床面を腐らせる原因になります。使用しないときは便器のフタを閉めましょう。

浴室

入浴後は、浴槽にフタをしてしっかり換気をし、タイルなどの水滴を拭き取ると効果的です。

押し入れ

ふすまは常に開けて空気の流れをよくし、床面にはすのこを置きましょう。

台所

炊事やお湯での食器洗浄など、水蒸気が発生する作業を行う場合は換気扇をまわしましょう。

部屋

外壁（とくに北側）に面している部屋は空気が冷えやすく、家具と壁のあいだは結露が発生しやすい状況になるため 10cm ほどの隙間を作りましょう。床と家具のあいだにも角材を置くなど 5cm ほどの隙間を設けると効果的です。

窓

カーテンや障子はこまめに開け、厚手のカーテンは両端を少し開けておくとよいです。

※玄関や廊下・階段などは暖房のある部屋からあたたかい空気が流れ込み結露が発生しやすいので、除湿剤を置くなどの対策がおすすめです

◆ 結露対策をさらに強化するには？

日頃から結露対策をすることで結露の発生をある程度は抑えることができますが、家の向きをはじめさまざまな条件によっては、どんなに気をつけていても結露に悩まされる場合もあります。費用はかかりますが、リフォームを施すことで解消できることも多く、実際に当団地にくらしている方で結露対策のためのリフォームをされた方も少なくありません。ここでは具体的な施行例とそのメリットなどについてご紹介します。

① 二重窓にする

二重窓は「内窓」や「二重サッシ」とも呼ばれており、窓が二重になっている（窓の枚数分のレールがある）ものをいいます。また、薄いガラスの2枚構造の「ペアガラス（複層ガラス）」と呼ばれるものもあり、どちらもガラスの間に空気層ができることで以下のようなメリットがあります。

- ☑ 窓ガラスの結露がほぼ解消。
- ☑ 冬は暖房効率、夏は冷房効率が高くなるため、省エネに。
- ☑ 防音効果も高まり、当団地のような集合住宅にも好都合。

② 吸放湿性のある壁紙に替える

室内の湿度の変化に応じて湿気をコントロールする吸水性ポリマー配合の壁紙など、機能性のある壁紙への変更もおすすめてです。

- ☑ 結露やカビの発生を抑える。
- ☑ 室内の嫌な臭いを消す消臭効果がある。
- ☑ 空気中の化学物質を吸着して、室内の空気を浄化する。

③ 高所にある窓を換気扇や開閉装置付きの窓に替える

中層棟の3階では浴室やリビングの高い位置に窓がありますが、これらを開け閉めするためには脚立などを使わないと開閉ができません。

浴室ではとくに使用するたびに水蒸気を逃すための換気が必要となりますが、毎回脚立を使っての作業は面倒なうえに転倒の危険を伴います。窓を換気扇に替えたり、チェーン操作で開閉できるオーニング窓（▶右写真）に替えれば、簡単に開け閉めできるようになります。



※既存の窓枠（サッシ）などの開口部は、**専用使用権**が認められている**号棟の共用部分**に該当します（▶ P.6, P.8 / **規約集** P.20「別表3」, P.32「別表6」）

住まいのお手入れ、してますか？

日頃から気をつけて生活していても、防ぎきれないのが結露。当団地でも数多くの施工実績のあるプロの方々に、結露対策についてお話を伺いました。

結露対策から トータルリフォームまで

鉄筋構造の集合住宅は風通しが悪く、コンクリートが空気を冷やすのでどうしても結露が発生しやすくなってしまいます。

対策としては、窓際に断熱ボードを設置したり、最近では吸放湿や通気性などに優れた機能性壁紙も増えているのでそういった壁紙を使用するだけでもだいぶ結露の被害を抑えることができますよ。

そのほかにも二重窓やサッシによる結露対策をはじめ、フローリングの張り替え、台所や浴室のリフォーム、電気や水道などのライフラインに関する工事まで何でも対応しますので、お気軽にご相談ください！

グリーンタウン清戸での施工例



施工前

結露により劣化した天井板や壁紙を張り替え、痛んだ畳はフローリングへ変更！



施工後

ちょっとした修繕から
リフォームまで、
なんでもやります！

(株) マツムラ

☎ 0120-601-607

松村啓介社長

☎ 04-2944-8781 FAX 04-2945-6587

〒 359-0023 埼玉県所沢市東所沢和田 1-16-19

URL <http://www.kk-matsumura.com>

Mail kk_matsumura@yahoo.co.jp

埼玉県知事許可(般-21)第27868号



施工イメージ

ハイサッシ工業株式会社

☎ 0120-14-8134

☎ 042-472-7904 FAX 042-470-4904

〒 203-0014 東京都東久留米市東本町 6-15

URL high-sash.com

東京都知事許可(般-1)第150922号

二重窓で、快適な暮らしを

二重窓は結露対策以外にもお部屋の断熱や防寒、防音にも効果があるため、生活の面でもご自宅でのお仕事の場としてもより快適に過ごせます。集合住宅では、窓の屋内側に内窓を設置するタイプの二重窓がおすすめです。

ドアやサッシなど、開口部に関することはお気軽にどうぞ！



既存の窓

内窓をプラス



当団地での施行実績が多い業者は、当団地の造りを理解してくれているので安心です。過去に規約違反に該当する工事を施工したために当団地への出入りを禁止されているながらも、未だ工事を受注している業者がいます。リフォームに関してお悩みの方、検討されている方は、管理事務所までお気軽にご相談ください。



住民一人ひとりが最低限のルールを守り、良好な共同生活の秩序と居住環境の維持を心がけましょう。

ごみの出し方について

清瀬市では戸別収集を行っていますが、当団地のような集合住宅ではごみ集積所での収集を行っています。住民全員がルールを守り、団地の美化にご協力ください。

ごみに関するご不明な点は清瀬市の『ごみ分別マニュアル』やスマートフォン用の「ごみ分別アプリ」をご確認いただくか、環境課ごみ減量推進係までお問い合わせください。

清瀬市 環境課ごみ減量推進係	スマートフォン用 ごみ分別アプリ	
☎ 042-493-3750 (清瀬市下宿 2-553)		
● インターネットでの収集申し込み (電子申請) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">清瀬市 粗大ごみ 電子申請</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">検索</div>	iPhone 用	Android 用

◆一般ごみの種類と収集日

収集日は下表のとおりです。収集日の午前8時30分までに集積所へ出してください。祝日や振替休日の場合も収集されます(年末年始を除く)。

月	火	水	木	金
可燃ごみ	古紙・古布 ^{*1}	不燃ごみ びん・かん ^{*2}	可燃ごみ	容器包装 プラスチック ^{*3} ペットボトル

*1…新聞紙・雑誌・段ボールなど品目別に束ねてください。宅配ピザなどの汚れた箱は古紙ではなく可燃ごみです。古布は透明・半透明の袋に入れ、雨天時を避けて出してください。

*2…びん・かんを出すときは近隣への迷惑にならないよう騒音に注意し、午後10時から午前6時頃まではなるべくごみ出しを控えてください。

*1・2…資源ごみは資源物集積所(びんは緑色のかご、かんはオレンジ色のかご)に出してください。

*3…食品などの梱包や包装に使われる♻️マークがついた袋やトレイ。バケツやかごなど商品として売られているプラスチック製品は不燃ごみです。

※可燃・不燃ごみの旧指定収集袋を使用する際は差額券シールを貼付してください

以下のごみは、清瀬市の指定収集袋を使用してください。各公共施設や取扱店舗(▶ P.19)等で購入できます。

- 可燃ごみ
- 不燃ごみ
- 容器包装プラスチック

※サイズは大・中・小・ミニ(可燃ごみのみ)





ごみ集積所マップ

◆その他のごみの捨て方

電池類や蛍光灯などの有害ごみ、剪定枝や落ち葉、粗大ごみなどは一般ごみと収集方法が異なりますのでご注意ください。

有害ごみ	電池類	乾電池回収箱 (赤色 / ▶ ページ上地図)
	蛍光灯・水銀体温計	蛍光灯体温計回収箱 (黄色 / ▶ ページ上地図)
粗大ごみ ※いちばん長い箇所の長さが 30cm 以上		①環境課ごみ減量推進係へ収集の申し込み* ¹ ②粗大ごみ処理券を購入 ③収集日の午前8時30分までに指定場所に搬出 ●環境課ごみ減量推進係へ直接持ち込む場合 月～金曜日：9～12時、日曜日：9～16時 ※土・祝・休日は受け付けていません ※日曜日は粗大ごみ処理券の販売がありません。処理に必要な金額分の粗大ごみ処理券を持参してください
	落ち葉	可燃ごみ、ボランティア専用袋 (11・12月のみ)* ²
剪定枝 ※専用庭 (▶ P.18)		剪定した枝木は長さ 50cm 以下、太さ 10cm 以下のものを直径 30cm くらいの束にし、環境課ごみ減量推進係へ収集の申し込み* ¹

*1…電話またはインターネットで申し込んでください (▶ P.14)。

*2…1～10月に公道などの清掃に使用できるボランティア専用袋は、11・12月のみ家庭から出た落ち葉にも使用できます。環境課ごみ減量推進係や清瀬市コミュニティプラザ ひまわりなどの各公共施設で無料で交付されます。環境課ごみ減量推進係へ収集依頼を行ってください。



地震・火災が発生したら…

当団地の建物は2008年に実施した簡易診断によると耐震基準を満たしており、東京でも震度5強の揺れを観測した2011年3月の東日本大震災の際にも建物に大きな被害は見られませんでした。このことから、当団地では防災対策として**在宅避難**を前提としています。日頃から以下の対策を進めておきましょう。

◆ グリーンタウン清戸の防災対策

① 命を守る・けがをしない対策

家具の転倒防止対策のほか、家の中に安全ゾーン（玄関など、転倒や落下物が少なく閉じ込められない場所）を設置しましょう。

清瀬消防署では、自宅の家具転倒防止の個別診断のほか、住宅内での火災発生危険箇所の確認、災害発生時の避難に支障がある方へアドバイスを実施しています。

清瀬消防署 ☎ 042-491-0119

② 食料等の備蓄対策

災害が起きた場合、災害発生後72時間は人命救助が優先されます。また、清瀬市では避難所用に1万人分×3日分の備蓄しか確保していないため、在宅避難においては**最低でも3日分、可能であれば10日分程度の備蓄**があるとよいでしょう。災害時用の非常食を備蓄するのではなく、普段の日常食を少し多めに購入し、賞味期限の近いものから順番に食べて減った分を買い足すローリングストック（▶右図）がおすすめです。都市ガスは震度5程度の揺れでも止まりますので、カセットコンロやカセットボンベも用意しておきましょう。



③ 防火対策

当団地のような集合住宅では、火災は共用部分や隣接住戸にも被害が及ぶおそれがあります。もし自宅から出火した場合、初期消火に努めることはもちろん、消防署への通報、管理事務所や近隣住戸にもすぐ連絡をしてください。

中層棟では延焼防止と避難経路確保のため、玄関ドアを閉めて避難してください。玄関から避難できなければベランダの隔板を破って隣家へ逃げましょう。近所で出火した場合、ベランダの可燃物を取り込み、窓や玄関を閉め施錠せずに避難してください。

◆ 住宅用火災警報器・消火器を設置して災害に備えましょう

2011年以降、住宅用火災警報器はすべての住戸に設置が義務付けられています。当団地でも一斉設置の斡旋を行いました。設置から10年以上経った住宅用火災警報器は誤作動を起こしたり機能しなくなる場合があります。定期的に動作確認を行い、不具合が確認された場合には早急に取り替えるようにしましょう。住宅用火災警報器は(株)田中住宅設備(▶ページ下)やホームセンター、インターネットでも入手できます。

消火器は、団地敷地内にも12ヶ所に設置しています。各戸での設置が望ましいですが、万が一に備えて自宅近くの消火器設置場所と団地周辺の消火栓・防火水槽の場所も確認しておきましょう。

また、組合では年に1度「防災訓練の日」を設けており、避難訓練等を実施しています。

● 消火器設置場所

管理事務所	東ブロック	39号棟西側
西ブロック	4号棟 階段下	40・41号棟間
	6・7号棟間	45号棟階段下
	10・11号棟間	50号棟東側
南ブロック	21号棟東側	55号棟東側
	26号棟前	60・61号棟間



災害時に給排水管や下水管が損傷した場合、汚水が流れない・漏れる・逆流する可能性があります。特に中層棟のような集合住宅では、上層階の排水が下層階で逆流してあふれだすなど、大きな被害につながります。排水管の状況が確認できるまで、トイレや生活排水は流さないようにしましょう。

住まいのことはお任せください!

- ☑ 住宅用火災警報器やガス機器の設置・交換
- ☑ 追い焚き管や給湯管、水道メーター付近の水漏れ
- ☑ 洗濯パンやトイレの排水トラブル
- ☑ 介護保険その他に関するリフォーム、申請手続き

創業87年。
地域に根ざし、
お客様の要望に
迅速な対応を
心がけています。



皆川孝広社長



(株)田中住宅設備

☎ 042-493-0268

FAX 042-491-4854

東京ガスグループ エネフィット店

〒204-0013 清瀬市上清戸 1-8-4

URL <https://tanaj.co.jp>

Mail tanaj@orion.ocn.ne.jp





共有地と専用庭

団地敷地内の土地は、**すべて共有地**です。中層棟の1階やタウンハウスの住戸にある庭は**専用使用権の認められている**

専用庭に該当する共有地の一部です。専用庭を除く**共有地**の植栽は、植栽委員会が中心となって団地内の景観・美観の保全に努めている組合員全員の財産です。共有地内の植栽を無断で切ることや、共有地へ私物を置くことは禁じられています。もし共有地内の植栽に関して伐採や剪定などの要望があるときは、所定の様式による要望書を理事会に提出してください(▶P.3 / **規約集** P.85)。**専用庭**に関しては、その専用庭使用者が自己の費用負担において、理事会の定める水準の維持管理を行う必要があります(▶**規約集** P.33)。専用庭の植栽が生長しすぎたために、近隣住民の迷惑になったり建物の外壁や屋根等へ影響が及ぶことがないように、植栽の管理をお願いします。

禁止事項

以下を守り、良好な共同生活を送りましょう(▶**規約集** P.44)。

- 住戸を他の用途に使用すること
- 小鳥および魚類以外の動物を飼育すること
- 建物の階段室その他共用の場所に私物を置くこと ※理事会が承認した場合を除く
- 近隣の迷惑となる言動を行い、または騒音、悪臭、煤煙等を発すること
- 理事会が定める塵芥の廃棄方法および区分を守らないこと
- 洗濯用水等の排水方法を守らないこと
- バルコニー外壁面より外側に洗濯物等を干し、またはバルコニーの手すりに植木鉢等を置くこと
- バルコニーに土砂等を搬入し、花壇等を造ること
- 住宅前の道路、その他組合が禁止する場所に駐車すること
- その他各号に準ずる行為で、理事会が禁止したこと

四季折々の花木と暮らすお手伝い



窓の外を見た時に、お気に入りの花が咲いていたり、きらきら光る新緑にほっとしたり…。そんな一瞬が、日々の暮らしに潤いを与えてくれます。お庭作りのご提案から定期的なメンテナンス、ご自身での管理が難しい高木の剪定や伐採など、お庭のことでお困りでしたら、ご相談ください。



(上:作業前 下:作業後)

(有) 和 貴 苑

☎ 090-9297-5377

☎ 048-479-1488 FAX 048-479-1482

〒 352-0017 埼玉県新座市菅沢 1-9-27

グリーンタウン清戸 ご近所マップ

清瀬市のごみ指定収集袋を取り扱う
お店や、災害時の避難場所など、
当団地周辺の情報をご紹介します。

児童センター (ころぽっくる)

☎ 042-495-7700

近隣の子どもたちの遊びと学びの場。災害
時には医療救護所になります (▶ P.24)。

セブン-イレブン 清瀬中清戸5丁目店

☎ 042-492-5647

入口には生鮮食品も並び、ホットスナックも人気。1,000円(税込)以上のお買い物で配達もしてくれます。

指 定 収 集 袋	粗大ごみ 処 理 券	差 額 券 シ ー ル
○	○	○

川又商店 ☎ 042-493-0876

グリーンタウン清戸住民にはおなじみ。
食料品から酒類まで取り扱っています。

指 定 収 集 袋	粗大ごみ 処 理 券	差 額 券 シ ー ル
○	○	×

介護老人保健施設
きよせ認知症
ケアセンター(▶ P.24)

清瀬市コミュニティプラザ ひまわり

☎ 042-495-5100

生涯学習やスポーツ、市民活動の拠点。
移動販売などのイベントも人気です。

指 定 収 集 袋	粗大ごみ 処 理 券	差 額 券 シ ー ル
○	○	○

ランチやディナー、ホームパーティーにもおすすめ!

昼は本場仕込みのカリフォルニア・ロールなどのお寿司と、具材たっぷりのベーグルをテイクアウトで。夜は店内で、ビールと一緒においしいジンギスカンやお鍋を楽しめます。お寿司やベーグルは1,500円(税込)以上の注文で配達も可能ですので、ホームパーティーなどさまざまなシーンにご利用ください!



グリルド東京

☎・FAX 042-427-5116

☎ 090-3272-5116 (オーダー専用)

〒 204-0012 清瀬市中清戸 5-89-81 マスダハイツ1

Mail grilledtokyo5116@gmail.com

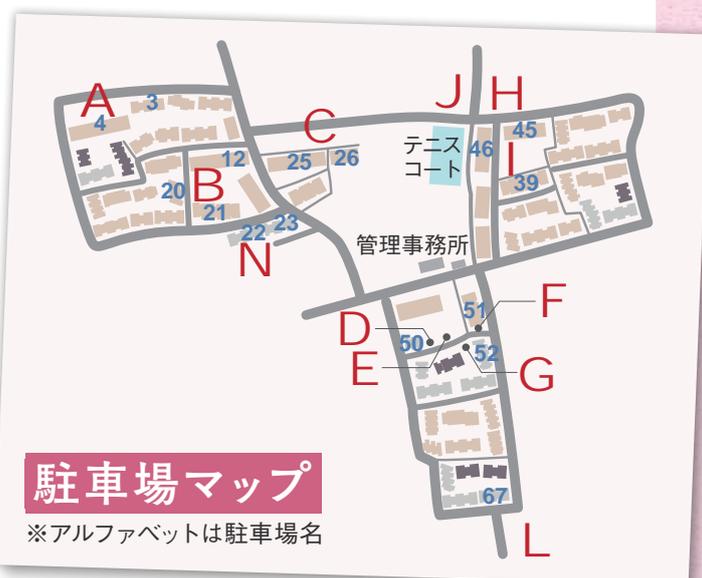


グリーンタウン清戸の 施設

駐車場をはじめ、テニスコートや集会所など、当団地の住民であれば誰でも利用できる施設があります。個人での利用やグループ活動、号棟会などにもご利用ください。

駐車場について (▶規約集 P.52)

当団地には全部で12の駐車場があり、住民用の契約駐車場のほか、来客などの際にご利用いただける臨時駐車場があります。路上駐車など近隣の迷惑になる行為は禁止されていますので、臨時駐車場を利用しましょう。



◆ 契約駐車場

契約駐車場の駐車位置は、利用希望者を対象に2年ごとの契約更新および抽選による選定*で決まります。選定時以外の期間は、申し込み時に空いている駐車位置から選んでご契約できます (▶ P.23)。

*…駐車場選定は西暦偶数年9月に実施しています

駐車料金 (ひと月)	
1台目 ……	7,000円
2台目以降 …	8,000円

※駐車料金は管理費と同時引き落としです (奇数月5日)
 ※契約時には3ヶ月分の敷金と、契約のタイミングによっては駐車場の日割料金が発生します
 ※すでに専用駐車スペースがあるタウンハウスにお住まいの場合、駐車料金は2台目以降の料金になります

◆ 臨時駐車場

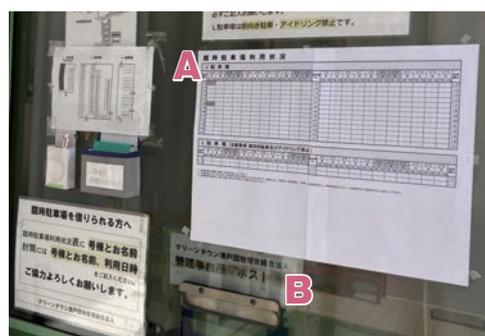
臨時駐車場位置	利用料金
J・L 駐車場	1日 (当日利用のみ) 500円
	1泊 (午後から翌日午前まで) 500円

※利用料金は申し込み時にお支払いください
 ※8日間以上の連続利用で長期割引があります

利用の申し込み方法

管理事務所開所時: 窓口にて臨時駐車表にご記入のうえお申し込みください。

管理事務所閉所時: 管理事務所入口に掲示している「臨時駐車場状況」(A) の利用希望期間で空いている駐車番号欄に号棟号室・氏名を記入し、利用期間・利用駐車番号・号棟号室・氏名を記入したメモと利用料金を封筒に同封のうえ、窓ポスト(B) に投函してください。



団地内施設の利用について

団地内施設は事前予約をしていなくても、管理事務所の開所時に使いたい施設が空いていればすぐに利用することもできます。窓口にてお問い合わせください。

また、脚立や台車などの備品も貸し出しています。窓口にてお申し込みください。

◆ 施設利用方法

管理事務所に掲示されている団地内施設の「使用状況」を確認し、利用したい施設の利用希望日時欄に号棟号室・氏名を記入し、窓口にて利用料金を支払ってください。

予約の申し込み 毎月1日から翌月分の予約受付を先着順で開始 ※閉所日は翌開所日

◆ 施設料金表（1室1時間単位）

部屋／ランク	A	B	C
 洋室 大	300 円	1,000 円	4,000 円
※卓球台の利用を含む			
 洋室 小	200 円	600 円	2,400 円
 和室	300 円	800 円	3,200 円

集会所施設のランクについて

A：居住者を対象とした営利を伴わない行事等

B：居住者を対象とした授業料等を徴収する行事等／居住者以外の方が1/3を超えるが、営利を伴わない行事等

C：居住者以外の方が1/3を超え、授業料等を徴収する行事等／物品の展示・販売・PRを目的とした営利を伴う行事等

※葬儀で集会所を利用する場合は、全室利用で1日10,000円

 テニスコート	2時間 700 円
--------------------------------------------------------------------------------------------	-----------

※営利目的での利用は2時間 2,000 円
 ※管理事務所閉所時の雨天によるキャンセルのみ、事後連絡でも受け付けます
 ※その他、テニスコートの使用ルールは窓口にてご案内します

【注意事項】

- ・集会所とテニスコートの鍵は、利用日の3日ほど前から管理事務所でお渡しします。管理事務所閉所時に使用する場合は、前日までに手続きを行ってください
- ・政治活動および宗教活動その他これらに類する行事に使用することはできません
- ・施設の利用をキャンセルしたい場合は、事前に他の利用日時に振り替えてください。原則として返金対応は行っていません

困ったな



と思ったら…

管理事務所に寄せられるさまざまなお問い合わせから、よくあるご質問の一部をご紹介します。

お気軽にご相談ください



Q. 水漏れしてるのですが、どうすればよいですか？

A. キッチンやトイレなど専有部分に水漏れがあったときは、(株) 田中住宅設備 (▶ P.17) への連絡をおすすめしています。もし、バルコニーなどの共用部分から水漏れがあった場合は、管理事務所と号棟会会長までご連絡ください。

Q. 害虫(チャドクガ、アシナガバチなど) がいるので駆除してください。

A. 発生場所が専用庭でしたら、ご自身で処理なさるか業者さんに駆除を依頼してください。(有) 和貴苑 (▶ P.18) にもご対応いただけます。共有地であれば「**要望書**」 (▶ P.3) に記入のうえ、管理事務所にご提出ください。

Q. 共有地の植栽が生長しすぎて家が日陰になってしまうのですが。

A. 「**要望書**」 (▶ P.3) に記入のうえ、管理事務所にご提出ください。植栽委員会、場合によっては理事会でご要望内容を検討し、適切な処理をします。



Q. 光ケーブル工事は組合への手続きが必要ですか？

A. リフォームの際と同様に「**住宅改修等 申請 兼 届出書**」 (▶ P.8) の提出が必要です。光ケーブルは各号棟まで引かれています。既設配管の使用をお願いしていましたが、近年、配管の劣化により使用できないケースが増えています。タウンハウスにおきましては、エアコンのダクトの穴から引き込む方法をおすすめします。

Q. 居住者に変更があります。

A. 入居時や、ご家族の一部の方のお引っ越し、お誕生やご逝去などで居住者に変更がある場合、「**居住者確認表**」の提出をお願いしています。緊急時の連絡の際にも確認しますので、緊急連絡先のご記入もお願いします。

Q. 駐車場を契約・解約したいです。

A. **契約時**「**自動車駐車契約書**」と「**駐車場契約届**」のご記入が必要ですので、印鑑と車検証のコピー、敷金3ヶ月分（※お申し込みのタイミングによって日割料金が発生）をご持参ください。お申し込み時に空いている場所から駐車位置をお選びいただきます（▶ P.20）。

解約時 解約日の1ヶ月前までに窓口にお申し出ください。窓口にて「**駐車場解約届**」にご記入のうえ、ご提出ください。

自動車を買替えた際には、必ず車検証のコピーをご提出ください。



Q. 自動車の「保管場所使用承諾証明書（車庫証明）」が必要なのですが。

A. 自動車の購入の際に提出を求められる「**保管場所使用承諾証明書**」に関して、管理事務所では「駐車場の所有者又は管理委託者」欄に印字・捺印を済ませたものを用意しています。契約駐車場をご利用の方はこちらの用紙をご利用ください。

駐車場付タウンハウスにお住まいの方は、駐車場の所有者は区分所有者である組合員ですので、購入先から渡される用紙をご利用ください。

Q. 名義人（区分所有者）が変わりました。

A. 管理事務所にて、「**名義人変更届**」に必要事項をご記入いただき、新・旧名義人のご署名・ご捺印のうえ、ご提出ください。

Q. 管理費の引き落とし口座を変えたいです。

A. 管理事務所にある「**預金口座振替依頼書**」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、ご提出ください。奇数月5日が引き落とし日となっていますが、手続きに2ヶ月弱かかりますのでお急ぎの方はお早めにご提出ください。

Q. グリーンタウン清戸から引っ越すことになりました。

A. 不動産業者との仲介や売買が始まる段階で、管理事務所にご連絡ください。また、管理事務所「**転居届**」がありますので、ご記入のうえご提出ください。お引っ越し前に、号棟会会長にも転居のご報告をお願いします。



ご質問はお電話でもどうぞ！

管理事務所 電話：042-492-2421

火事・救急車	119	事件・事故	110
---------------	------------	--------------	------------

※ 119 と 110 は、災害時に電話が繋がりにくい場合であっても公衆電話から無料で利用できます

清瀬消防署	042-491-0119	東村山警察署	042-393-0110
救急安心センター事業 … #7119 ※救急性があるかどうかを相談		警察相談専用電話 … #9110 ※犯罪や事故には至っていない案件の相談	

救急病院	織本病院	042-491-2121
	東京病院	042-491-2111
	複十字病院	042-491-4111
	山本病院	042-491-0706
医療救護所 ※災害発生後 72 時間 以降において負傷者 の診察処置を行う	児童センター (ころぼっくる) (▶ P.19)	042-495-7700
	きよせボランティア・市民活動センター	042-491-9027
避難所	清瀬市コミュニティプラザ ひまわり (▶ P.19)	042-495-5100
	清瀬第五中学校 (▶ P.19)	042-492-6315
福祉避難所 ※避難生活に配慮を必 要とする場合に避難 所から移送	介護老人保健施設 ラビアンローゼ (▶ P.19)	042-491-0922
	介護老人保健施設 きよせ認知症ケアセンター (▶ P.19)	042-494-7200
	しんあい清戸の里 (▶ P.19)	042-493-5623
防災行政無線	※定時放送を除く最新のもの 1 件を確認	042-495-7070
災害用伝言ダイヤル ※大規模な災害発生時に安否確認の伝言をガイダンスに従って録音・再生		171

住まい・暮らしに関するご相談

水まわりなどの住宅設備	(株) 田中住宅設備	042-493-0268
リフォーム	(株) マツムラ	0120-601-607 / 042-944-8781
開口部、サッシ	ハイサッシ工業株式会社	0120-14-8134 / 042-472-7904
専用庭の植栽剪定	(有) 和貴苑	090-9297-5377 / 048-479-1488
電気まわり	岡本電気店	042-491-2610
	(株) 星野電気	042-493-6688
襖張り、家事手伝い、 植栽剪定や除草など	公益社団法人 清瀬市 シルバー人材センター	042-494-0903
家電リサイクル	(有) 渋谷商事	042-493-0051
不用品・粗大ごみ回収 ※市で回収できないもの	(有) 山下商事	042-473-3761

区分	名称	電話番号	備考
市役所	清瀬市役所	042-492-5111	代表電話
	市民環境部環境課 ごみ減量推進係	042-493-3750	粗大ごみの申し込みなど、 ごみに関する問い合わせ
	健康センター	042-492-5111	健康相談、トレーニング
	福祉総務課 福祉総務係	042-497-2056	民生・児童委員などの窓口
	総務部 防災防犯課 防災防犯係	042-497-2056	
生活関連施設	清瀬市消費生活センター	042-495-6211	消費に関するトラブル相談
		042-495-6212	(相談専用)
	清瀬市社会福祉協議会	042-495-5334	福祉サービス、救援活動
	きよせ社協 地域包括支援センター	042-495-5516	高齢者の総合支援
	障害者福祉センター	042-495-5511	福祉相談、車いす貸し出し
	東村山税務署	042-394-6811	
	武蔵野年金事務所	042-256-1411	社会保険、年金手続き
多摩小平保健所	042-450-3261		
水道	東京都水道局	0570-091-100	引っ越し、契約の変更
	多摩お客さまセンター	0570-091-101	料金、漏水修繕、その他
郵便	清瀬郵便局	0570-943-584	
	中清戸郵便局	042-492-1233	
交通	西武鉄道 清瀬駅	042-491-0019	
	西武バス 清瀬駅北口案内所	042-491-6212	
	西武ハイヤー(多摩地区)	0570-05-8180	
	東都自動車交通(清瀬営業所)	042-491-0117	

※電気とガスは、契約会社をご確認のうえ、そちらにご連絡ください

※緊急時のガス漏れは、他社と契約している場合でも東京ガスにご連絡ください

電気	東京電力エナジーパートナー(株)	0120-995662	総合窓口
	多摩カスタマーセンター	0120-995661	引っ越し、契約の変更
	東京電力パワーグリッド(株)	0129-995-007	停電の問い合わせ
ガス	東京ガス お客様センター	0570-002211	
		03-3344-9100	※ IP 電話・海外電話から
	東京ガス ガス漏れ緊急ダイヤル	0570-002299	
		03-6735-8899	※ IP 電話・海外電話から

緊急連絡先	電話番号

MEMO

**グリーントウン清戸団地管理組合法人
管理事務所**

住 所：清瀬市下清戸 1-17

電 話：042-492-2421

F A X：042-492-2668

メール：office@greentown-kiyoto.com

開所日：月～金 9時～12時、13～17時
土(第1・3) 9時～12時

閉所日：土(第2・4・5)、日・祝日、12月29日～1月4日

※停電時などで電話が繋がらない場合、
FAX 番号におかけ直してください



【管理事務所 設備】
公衆電話／郵便ポスト／消火器／
AED (事務所内に設置)

発 行：グリーントウン清戸団地管理組合法人

制 作：グリーントウン清戸団地管理組合法人 組合事務局

編 集：保原裕子

デザイン：tamaccö

イラスト：大森郁子

協 力：トロア企画株式会社、清瀬市

発行日：2022年4月25日

※本誌掲載内容は 2022年3月時点のものです

※本書の複製、組合員および住民以外への無断配布を禁じます